

## 第4章 プランの推進にあたって

### 1 計画の推進について

男女共同参画さっぽろプランを着実に推進していくために、庁内関係部署はもちろん、札幌市男女共同参画センターとも積極的に連携を図りながら事業を進めていきます。

#### (1) 札幌市男女共同参画センター

札幌市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与するため、男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設として、札幌市男女共同参画センターを平成15年(2003年)9月に設置しました。

男女共同参画センターでは、ホールや研修室、健康スタジオ、音楽スタジオ、料理実習室等の各種貸室の提供のほか、設置目的の達成に向け「学習支援・人材育成機能」「健康支援機能」「就労・起業支援機能」「調査・研究機能」「情報収集・提供、広報・啓発機能」「交流創出・ネットワーク支援機能」「相談機能」という重要な7つの機能を備え、男女共同参画に関する各種講座実施や市民の自主的な活動及び交流の支援、ジェンダーに関わる様々な相談支援など、多岐にわたる事業を実施します。

また、男女共同参画に関するイベントや団体、関係図書など、各種情報の収集・提供・発信の充実に取り組みます。

男女共同参画センターは、市民のニーズと時代の変化に応じた様々な事業を効果的・効率的に展開し、活動拠点としての機能を更に充実させていくことで、男女共同参画課と共に、札幌市の男女共同参画を強力に推進します。

#### (2) 札幌市男女共同参画審議会 <札幌市男女共同参画推進条例 第20条>

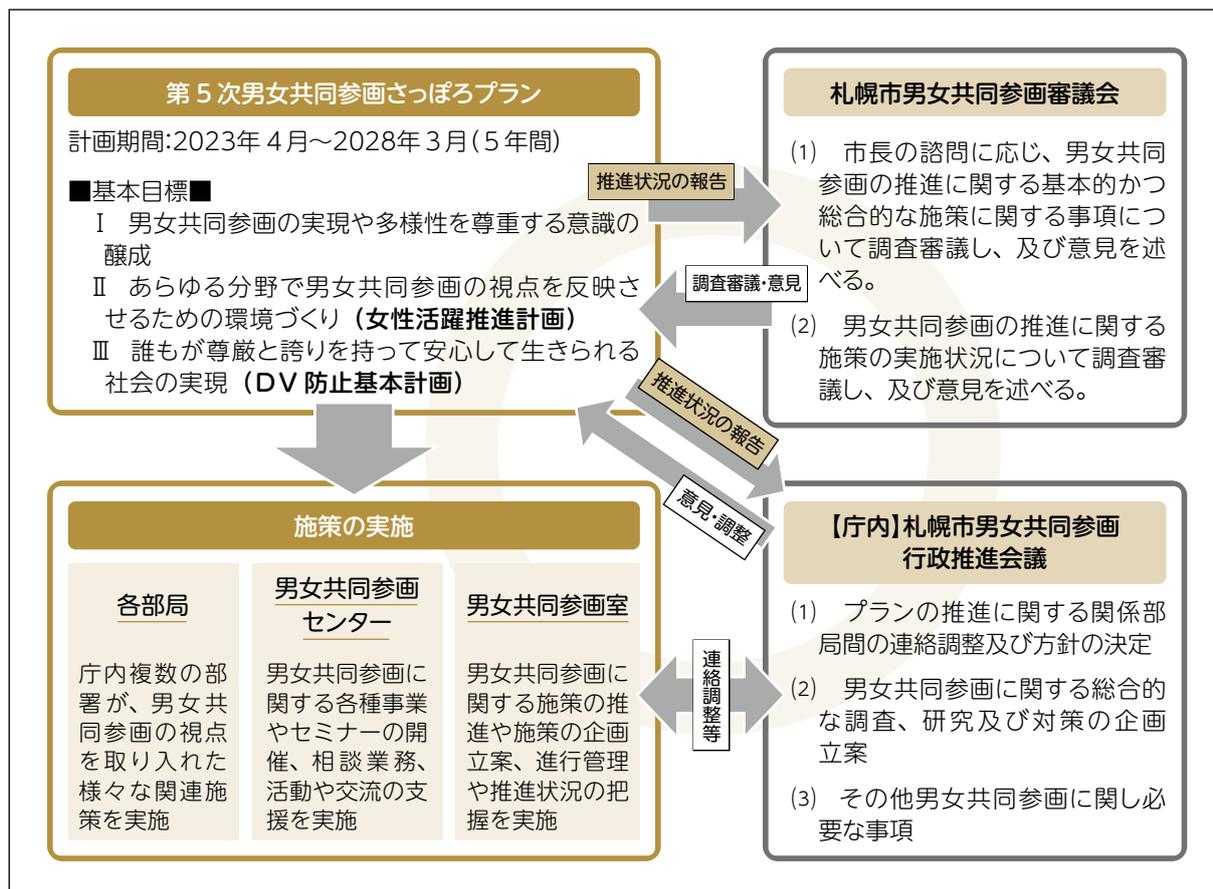
市長の附属機関として、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項について調査審議するなど、札幌市の取組について外部委員が審議する場です。



### (3) 札幌市男女共同参画行政推進会議

札幌市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、行政内部関係部局の連携を図るために、副市长、関係局長を構成員とする庁内会議です。

#### <推進体制について>



## 2 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の評価と公表

札幌市では、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めていくために、計画に基づく施策の進捗状況を明らかにする年次報告書を作成するとともに自己評価を行い、その結果を札幌市男女共同参画審議会に報告し、市民に公表します。 <札幌市男女共同参画推進条例 第9条>

## 3 男女共同参画さっぽろプランの見直し

今後、社会情勢の変化や国の施策などにより、プランへの反映を必要とする場合は、札幌市男女共同参画審議会の審議を経て、必要に応じて市民意見等を把握した上で、見直しを行うこととします。

